

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 8 号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）			別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
保健福祉事務所	1 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員	2	保健福祉事務所	1 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員（ <u>いずれも佐賀中部保健福祉事務所に勤務する職員に限る。</u> ）	2
	2 略			2 略	
略			略		

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。